

青色申告

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

蒲田会報

No. 822

令和5年 11月号

ホームページのパスワード
t4a6

発行人 江川慎郎

ホームページをご活用ください

当会のホームページをリニューアルしてから、1年となりました。
スマートフォンで閲覧しやすくし、また、会員専用ページでは、蒲田会報「青色申告」の最新版や
バックナンバー、青色共済の「入院見舞金請求書兼確認書」等を掲載しておりますので、是非、ご活
用ください。



● ホームページアドレス

・パソコンの方 → <http://www.kamata-aoiro.or.jp>

・スマートフォンの方 →



● 会員専用ページの使い方

ホームページの「会員の方」ページは、パスワードを入力
しないと閲覧できません。蒲田会報「青色申告」1ページの
右上に、パスワードを掲載しますので、ご確認ください。
なお、パスワード上部に記載されている年月のみ有効となり
ますので、ご注意ください。

会報を紛失した方は、事務局までお問合せください。



税制改正要望運動にご協力をお願いします！！！

青色申告会では、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの運動要望を行ってい
ます。

今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。
私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元の都議会議員の先生方に、お手持ちのスマートフォン
から、下記の2次元コードを読み取っていただき、この「陳情運動」を届けて、要望の実現を目指し
ましょう。

要望事項

私たちは、下記の軽減措置が、令和6年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げるこ

※昨年度までは、はがきでの陳情活動を行っておりましたが、

今年度から電子化の陳情活動に変更しました。

※皆様からの声は、青色申告会から議員の先生方にお届けします。

こちらから



記帳確認指導会開催のご案内

事業所得・不動産所得・山林所得を生ずる事業を行う人は、1年間の所得金額を正しく計算するために、帳簿を作成（記帳）するとともに、取引とともに受領または作成した請求書や領収書などの書類とあわせて保存しておく必要があります。帳簿は、単に税金を計算するためだけではなく、経営管理にも有用となるものです。当会では「正しい申告」「正しい納税」をスローガンに、自己研鑽運動として、会員の皆様が「正しい記帳」を実現できるよう記帳確認指導会を実施しております。

青色申告特別控除55万円（一定の要件を満たしている場合、65万円）を目指す方は、「正規の簿記の原則」にしたがった記録（記帳）方法が必要となります。消費税の課税事業者の方（前々年の課税売上が1,000万円を超えた方等）は、日々の記帳を工夫することで、消費税の申告書を円滑に作成することができます。また、記載事項に不備がある場合、思わぬ納税額になりかねませんから、特に、令和5年10月から導入された「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」により新たに課税事業者となった方は、記載事項等の確認をしてください。

下記のとおり記帳確認指導会を開催いたしますので、是非、ご参加ください。なお、完全予約制となりますので、事前に電話予約をしてください。

日 程	時 間	場 所
11月6日（月）～24日（金） 〔土・日・祝日を除く〕	午前：9時30分・10時30分 午後：1時・2時	【事務局】 大田区蒲田5-43-7 ロイヤルハイツ蒲田307

- ・日程に都合がつかない方は、事務局までお問い合わせください。なお、例年、1月に記帳確認を希望される方が多くいますが、1月は新規開業者等の予約を優先しますので、ご了承ください。
- ・仕訳等の質問事項は、事前準備をお願いします。なお、全ての帳簿を確認することは出来ませんので、不安な個所等があれば、列挙し、お伝えください。
- ・現在ついている帳簿、筆記用具をご持参ください。当日まで記載されていなくとも結構です。
- ・「ジョブカン会計サポート」をお申込みの方で、パソコン上での記帳確認をご希望の場合、パソコンとモニターを接続して記帳確認を行います。ご希望の方は、USBメモリーにデータをバックアップしたものをご用意ください。ご自分のノートパソコンをお持ちになりたい方は、事前にインターフェイスに外部出力映像端子（VGA端子・HDMI端子）があることを確認してください。万一、データがバックアップ出来ていない、外部出力映像端子に不具合がある等の場合、記帳確認が出来ませんので、ご了承ください。不安のある方は、仕訳日記帳・全ての総勘定元帳・補助元帳をプリントアウトしたものをご持参ください。
- ・感染症対策として、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、マスク（不織布）を（鼻からあごを覆うように）正しく着用してください。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。

「ジョブカン会計サポート」をお申込みの方、及び会計ソフトをご利用の方へ

ジョブカン青色申告forBANなどの会計ソフトを導入している方の中で、入力した後に総勘定元帳を確認されていない方が散見されます。入力内容のチェックもセットで記帳を行うようにしましょう。

確定申告の際は、決算書を印刷する前に全ての総勘定元帳の点検をしてください。損益計算書科目は、収入・経費の納品書・請求書・領収証等の原始記録と照合してください。貸借対照表科目は、例えば、普通預金なら通帳、借入金なら返済予定表、未払金ならクレジットの利用明細票などの原始記録と照合してください。

ジョブカン青色申告forBANをご利用の方は、「試算表」を使うと便利です。トップ画面の集計表アイコンをクリック→試算表（月次・期間）アイコンをクリックすると、貸借対照表や損益計算書のタブからそれぞれの勘定科目や補助科目の残高に不審点がないかを一目で確認できます。また、使っている勘定科目等のみ表示されるため、使っていない勘定科目等が表示されている場合は入力間違いであることが分かります。勘定科目等をダブルクリックするとその総勘定元帳等が表示されるので、その場で確認できます。

ワンポイント情報

◆NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、次の見直し（拡充・恒久化）が行われました。

【令和5年まで】

	つみたてNISA	いざれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年～令和24年		平成26年～令和5年
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る〕		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		制限なし（無期限化）
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		制限なし（恒久化）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る〕		上場株式・公募株式投資信託等 〔安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外〕
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

（注）令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、非課税保有期間（5年）が終了しても、所定の手続を経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっていますが、今回の改正において、その手続が省略されることとなりました。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

【限度額】 2,000万円

【利率】 1.20%（2023年10月1日現在）

【融資対象】

- ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人

【用途】 事業資金（運転・設備資金）

【返済期間】 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2024年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

・法律相談・税務相談・労務相談
《予約制・無料》

※本相談は経営に関する相談に
限定しております。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03(3734)1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和5年10月1日から
時間額1,113円（41円UP!）に改正されます。
～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

使いやすく
なりました！

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、拡充された業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金センター ☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865

○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係（☎ 03-3512-1614）

または最寄りの労働基準監督署へ

都税だより

☆11月は個人事業税第2期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行つてある個人の方に対しかかる税金です。8月にお送りした納付書により、11月30日(木)までにお納めください。

納税には、安心で便利な口座振替をご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

★小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和5年度分の税額を2割減免します。

限は令和5年12月28日です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更しない方は、新たに申請する必要はありません。

お問い合わせ先 大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

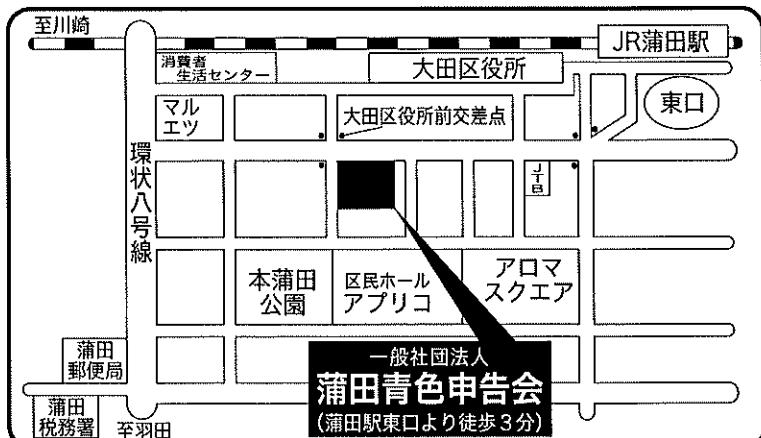
会費の口座振替をご利用の方へ

11月24日(金)に令和5年10月～令和6年3月分（12,000円）が指定口座から引落されますが、残高不足にならないようご注意ください。
なお、通帳印字をもつて領収とさせていたた
くため、「領収書」は発行いたしませんので、ご
了承ください。

十月 事業報告

一般社団法人 蒲田青色申告会

TEL 03(3732)1310 FAX 03(3732)1381



一般社団法人
蒲田青色申告会
(蒲田駅東口より徒歩3分)